監 査 告 示 第２２号

令和７年１０月２７日

鹿児島市監査委員　宮 之 原　　賢

同　　小　迫　義　仁

同　　中　元　かつあき

同　　合　原　ち ひ ろ

令和７年度第１回財政援助団体等監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告について、同条第９項の規定により公表します。

記

１　監査の基準

この監査は、鹿児島市監査基準に基づいて実施した。

２　監査の種類

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づく財政援助団体等監査

３　監査の対象

(1) 監査対象団体

ア　社会福祉法人　鹿児島市社会事業協会

所在地　鹿児島市山下町１５番１号

区　分

(ｱ) 補助金等交付団体

補助金等の名称　鹿児島市社会事業協会補助金（所管課：健康福祉政策課）

補助金の交付額　　18,599,113 円（令和６年度決算額）

(ｲ) 公の施設の指定管理者

a 施設名　鹿児島市知的障害者福祉センター（所管課：障害福祉課）

委託費の額　　89,871,885 円（令和６年度決算額）

b 施設名　鹿児島市軽費老人ホーム谷山荘（所管課：谷山福祉課）

委託費の額　18,788,000 円（令和６年度決算額）

c 施設名　鹿児島市城南児童センター（所管課：こども政策課）

委託費の額　14,390,000 円（令和６年度決算額）

d 施設名　鹿児島市三和児童センター（所管課：こども政策課）

委託費の額　14,148,000 円（令和６年度決算額）

e 施設名　鹿児島市郡山児童センター（所管課：こども政策課）

委託費の額　18,148,000 円（令和６年度決算額）

f 施設名　鹿児島市北部親子つどいの広場（所管課：こども政策課）

委託費の額　50,012,000 円（令和６年度決算額）

g 施設名　鹿児島市西部親子つどいの広場（所管課：こども政策課）

委託費の額　49,797,000 円（令和６年度決算額）

イ　鹿児島市鳥獣被害防止対策協議会

所在地　鹿児島市下荒田４丁目１６番１号　ＮＫビル２０２号室

区　分　補助金等交付団体

補助金等の名称　鹿児島市有害鳥獣被害対策事業補助金（所管課：生産流通課）

補助金の交付額　14,080,410 円（令和６年度決算額）

ウ　一般社団法人　鹿児島県精神保健福祉士協会

所在地　鹿児島市下荒田４丁目１１番１２号　しのびビル下荒田

区　分　公の施設の指定管理者

施設名　鹿児島市精神保健福祉交流センター（所管課：保健支援課）

委託費の額　30,748,300 円（令和６年度決算額）

エ　株式会社　ビルメン鹿児島

所在地　鹿児島市泉町４番６号

区　分　公の施設の指定管理者

(ｱ) 施設名　鹿児島市鴨池海づり公園及び鹿児島市桜島海づり公園（所管課：生産流通課）

委託費の額　50,442,700 円（令和６年度決算額）

(ｲ) 施設名　松元平野岡体育館、茶山ドームまつもと、松元平野岡運動場及び松元せせらぎ広場（所管課:スポーツ課）

委託費の額　112,034,923 円（令和６年度決算額）

オ　特定非営利活動法人　鹿児島市ソフトテニス連盟

所在地　鹿児島市西陵３丁目１１番６号

区　分　公の施設の指定管理者

施設名　東開庭球場（所管課：スポーツ課）

委託費の額　17,395,650 円（令和６年度決算額）

カ　株式会社ビルメン鹿児島・株式会社桂造園・株式会社久保技建共同企業体

所在地　鹿児島市泉町４番６号

区　分　公の施設の指定管理者

施設名　鴨池公園野球場、鴨池公園広場及び鴨池公園テニスコート（所管課：スポーツ課）

委託費の額　35,699,268 円（令和６年度決算額）

キ　株式会社　スイムシティ鹿児島

所在地　鹿児島市鴨池新町１番１号

区　分　公の施設の指定管理者

施設名　鴨池公園水泳プール（所管課：スポーツ課）

委託費の額　196,009,544 円（令和６年度決算額）

ク　鹿児島県造園事業協同組合・大福コンサルタント株式会社・株式会社フタバ共同企業体

所在地　鹿児島市吉野町６０８４番地１

区　分　公の施設の指定管理者

施設名　鹿児島市上町ふれあい広場及び上町の杜公園（所管課：市街地まちづくり推進課）

委託費の額　35,822,600 円（令和６年度決算額）

(2) 対象範囲

原則として令和６年度に執行された事業又は業務

4　監査の着眼点

令和６年度の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、補助金については、事業が補助の目的に沿って適正に行われているかを、公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿って適正に行われているかを監査した。

5　監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行うとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6　監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局、監査対象局部課及び団体の執務室、監査対象となる公の施設

(2) 実施日程

令和７年８月８日から令和７年１０月２７日まで

7　監査の結果

各団体の監査結果は次のとおりであった。

(1) 社会福祉法人　鹿児島市社会事業協会（補助金等交付団体、公の施設の指定管理者）

補助金については、事業が補助の目的に沿って適正に行われていると認めた。

公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿っておおむね適正に行われていると認めた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として関係所属長に別途指示した。

［業務意見］

・鹿児島市補助金等交付規則第３条において、「補助金等に係る予算の執行は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行われなければならない。」とあり、また補助金等の交付にあたっては、市民への説明責任を果たし透明性を確保する必要があることから、鹿児島市社会事業協会の財務状況をふまえ、補助金の在り方等について引き続き検討されたい。（健康福祉政策課）

(2) 鹿児島市鳥獣被害防止対策協議会（補助金等交付団体）

補助金については、事業が補助の目的に沿って適正に行われていると認めた。

(3) 一般社団法人　鹿児島県精神保健福祉士協会（公の施設の指定管理者）

公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿って適正に行われていると認めた。

(4) 株式会社　ビルメン鹿児島（公の施設の指定管理者）

公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿っておおむね適正に行われていたが、一部に改善を要する事項があった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として関係所属長に別途指示した。

［指摘事項］

・鹿児島市会計規則第３２条第４項によると、収入事務受託者が歳入を収納したときは、市から交付された現金領収帳により現金領収証書を納入者に交付しなければならないとなっているが、窓口で金銭登録機により収納する入園料等については、会計管理者が認めたものに限り、記録紙を現金領収証書に代えることができるとされている。しかしながら、令和６年５月１日から同月７日までの期間に鴨池海づり公園使用料の券売機の代替機として使用した金銭登録機について、会計管理者の承認を受けていなかった。（生産流通課）

・鹿児島市スポーツ施設条例第３条の６第２項によると、市長が特に必要があると認

めるときは、スポーツ施設について臨時に開館等をすることができるとなっている。しかしながら、松元せせらぎ広場を鹿児島市スポーツ施設条例別表第１（第３条の６関係）で定められている使用期間以外に使用する際に、鹿児島市スポーツ施設管理運営実施細則第３条第１項第４号に規定する場合において、必要な決裁手続きがとられていなかった。（スポーツ課）

(5) 特定非営利活動法人　鹿児島市ソフトテニス連盟（公の施設の指定管理者）

公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿っておおむね適正に行われていると認めた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として関係所属長に別途指示した。

(6) 株式会社ビルメン鹿児島・株式会社桂造園・株式会社久保技建共同企業体（公の施設の指定管理者）

公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿っておおむね適正に行われていたが、一部に改善を要する事項があった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として関係所属長に別途指示した。

［指摘事項］

・鹿児島市会計規則第３２条第８項の規定により準用される同規則第２６条第１項の規定によると、主管課長が現金領収帳を収入事務受託者に交付するときは現金領収帳受払整理簿によらなければならないとされている。しかしながら、鴨池公園野球場、広場及びテニスコートの運動場使用料に係る現金領収帳受払整理簿を作成していなかった。（スポーツ課）

・鹿児島市公園条例第７条第２項に「有料公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。」とあり、鹿児島市鴨池公園野球場等管理規則において、第４条に施設等の利用許可の申請に関しての規定はあるが、利用許可の変更申請及び利用許可の取消しに関しての規定はなかった。（スポーツ課）

(7) 株式会社　スイムシティ鹿児島（公の施設の指定管理者）

公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿っておおむね適正に行われていたが、一部に改善を要する事項があった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として関係所属長に別途指示した。

［指摘事項］

・鹿児島市鴨池公園水泳プール管理規則第２条第１項の規定により準用される同管理規則第３条第１項によると、プールの専用使用の許可を受けようとする者は、使用期日の属する月の前月の２５日までに鹿児島市鴨池公園水泳プール専用使用許可

申請書（様式第１）を指定管理者に提出しなければならないとなっているが、業務指針に基づき指定管理者が作成し、市が承認する鹿児島市鴨池公園水泳プール施設利用規則においては、競技力向上等の専用利用の場合その前日まで、一般専用利用の場合その前日からとされており、同管理規則と整合性がとれていなかった。また、期日までに提出されていないものが多数あり、所管課はこれらのことに対し、指定管理者への指導・確認を行っていなかった。（株式会社スイムシティ鹿児島、スポーツ課）

・鹿児島市公園条例第７条第２項に「有料公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。」とあり、鹿児島市鴨池公園水泳プール管理規則において、第３条に専用使用許可の申請に関しての規定はあるが、専用使用許可の変更申請及び専用使用許可の取消しに関しての規定はなかった。（スポーツ課）

(8) 鹿児島県造園事業協同組合・大福コンサルタント株式会社・株式会社フタバ共同企業体（公の施設の指定管理者）

公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿って適正に行われていると認めた。

［参考］

監査の結果における指摘事項等の区分は次のとおり

区　　分	基　　準
指導事項	改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの
指摘事項	法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの
業務意見	監査結果に必然的に伴う各業務に対する監査委員の意見で、改善について検討を求めるもの